

「同和地区に関する問い合わせについて」

対応マニュアル（案）

2009年4月（改定）

はじめに

同和地区の問合せに対する基本的な考え方は以下のとおりです。

- ・ 同和地区を問い合わせることが直ちに「差別」ではありません？…つまり電話等による問合せに対し、反射的に「差別（行為）だ」「差別につながる」とすぐに指摘してしまうと、相手には何が差別なのか分からないまま、怯ませ、電話を切らせてしまいます。それでは問合せにいたる経過や背景を十分聞き取ることができなくなり、部落差別を理解していただくチャンスを失ってしまうことにもなります。
- ・ 同和地区には住みたくない、同和地区の人とはつき合いたくない、同和地区を含む学校には通わせたくない等を理由とする「忌避意識」こそが「部落差別」であり、相手が持っている「忌避意識」を指摘し、明らかにします。
- ・ そのため聞き取りによりどのような意識が背後にあるのかを聞きだします。
- ・ その上で、その人がそういった意識を持つに至った「経験」、同和地区に対する「イメージ」あるいは「自分も差別されるからいや」等相手の言い分を十分話してもらったうえで、本市の人権施策、「忌避意識」をなくすための啓発事業等を説明し理解を得るよう心がけます。

※以下の事例は実際にあった問合せ事象をアレンジしています。ポイントと思われるところに下線を引いています。

1. 結婚について

市民：○○区□□町は同和地区でしょうか。

注意：いわゆる「地対財特法」の期限切れ（2002年3月31日）にともない、今日では同和対策事業対象地域としての「同和地区」の指定はありません。

しかし、「同和地区」「同和地域」「同和」「部落」といった言葉で表現される地域は存在しますので、「同和地区」と言った場合の言葉の厳密さを問うことはここでは必要ないと思われます。

問合せの相手方（市民等）が話す用語をそのまま使用することにします。

職員：どういったことでお尋ねでしょうか。

市民：〇〇区□□町は同和地区かどうか教えて欲しいのですが。

職員：同和地区かどうかを尋ねておられるのは分かりましたが、どういった理由でお聞きになっているのですか。

市民：理由ですか。実は、結婚のことなんです。

職員：結婚とおっしゃいますと、どなたかが結婚されるのですか。

市民：はい、娘が付き合っている人が□□町の出身と聞いているのですが。

職員：ご存知だとは思いますが、結婚は憲法でも保障されていますようにお互いの合意で結婚するものですよね。なぜ結婚しようとしている相手の愛情や人柄とかではなく同和地区出身かどうか気になるのですか。

市民：私は相手の人を気に入っているのですが、下にまだ娘もいますし家族が差別されるようなことがあっては困りますからね。

職員：ちょっと待ってください。相手の方は気に入っているが、もし、その人の出身地が同和地区であったとしたら、この結婚についてどう考えておられるのですか。親として気に入っている。お互いが信頼しあって結婚しようとしている二人を応援することが大事なことで、出身地で差別し、結婚を思い止まるような気持ちがあるとするればそれは間違っていることではないでしょうか。

市民：……

職員：おっしゃることはよくわかりました。あなたが心配されていることもわかりました。では部落差別をなくしていくためにどうすればいいのか、私どもと一緒に考えていきませんか。私は△△といますが、よければ一度こちらにお越しただけないでしょうか。ご心配されているあなたのお気持ちは理解できますから、どうすればいいのかきっと参考になるお話ができると思いますので、お名前と連絡先をお聞かせください。

市民：はい分かりました。

2. 校区について

市民：〇〇学校の校区に同和地区があるかどうか教えて欲しい。

職員：なぜ（どうして）そのようなことを聞かれるのですか。

市民：□□区△△町に引越すのだが、□□区のことをよく知らないの。交通事情とか通学路に危険なところはないかというのと同じで深くは考えてないです。

職員：深くは考えたことはない、おっしゃいますが、もし校区に同和地区があれば引越しはおやめになるつもりで聞いておられるのではないですか。

市民：やめにするかもしれないが、ひとつの判断材料である。それより、一生に一度の高い買い物をするわけだから好きなところに住み、好きな学校に行くのは権利ではないか。

職員：おっしゃるように憲法（22条）の規定にも居住移転の自由はありますが、同和地区と同じ学校になる地域には住みたくないというのは、現に住んでおられる沢山の人を差別していることにはなりませんか。

市民：もし、そこに同和地区があるとしたら、私が住まないものと勝手に決めつけるのはおかしい。逆に同和地区に住みたいために電話したかもしれないではないか。

職員：決めつけるのはおかしいと言われますが、同和地区があるのか否かを尋ねられるのは、そもそも同和地区を避けたいという意識が片隅にでもあるからではないですか。避けようとする意識、差別意識がなければ校区に同和地区があるかどうかは気にならないことではないでしょうか。

市民：納得できないですね。

職員：短い時間で、同和問題についていろいろとお話しするのは難しいですが、同和地区には沢山の方が現に住み、あなたと同じように生活をされているということを考えていただきたいと思います。役所には同和問題に関する資料もありますから、こちらに来ていただければお渡しもできます。お話もお伺いさせていただきます。私は

〇〇と申しますがあなた様は。お名前と連絡先をお聞かせいただければお待ちいたします。

(注意) 冒頭の質問の他に、「〇〇学校は同和（人権）教育に力をいれていますか?」、「〇〇学校は同推校（同和教育推進校）ですか?」などと聞いてくる場合もあります。

3. 住宅の購入にあたって

市民：今、〇〇市に住んで、今度大阪の□□区の△△町で建売住宅を買おうと思っているのですが、言うところの同和の地区ですか。

職員：そのような問合せをされたのは今が初めてですか。他にどちらかに尋ねたり問い合わせされたことはありませんか。

市民：実は「不動産屋」に聞いたのですが教えてくれませんでした。

職員：不動産屋さんではなぜ教えてくれなかったのでしょうか。考えられたことはありますか。住宅の購入について何か支障になるようなことでもあるのですか。

市民：同和地区の人はうるさいとか、強いとか聞いているんですが。

職員：うるさいとか、強いとか、言われましたが具体的に言うとどのようなことでしょうか。

市民：子どももいますので勉強する環境としてどうなのか心配なのです。

職員：子どもさんの勉強のことなど心配されているのはよくわかりますが、それはどこに住んでいても親の心配事ではないでしょうか。一度こちらに来ていただき詳しくお話を聞かせていただけませんか。

市民：そちらに行けば教えてくれるのですか。

職員：お話を聞かせていただきながら、あなた様のご心配されていることを一緒に考えて行きたいと思っています。

市民：教えてくれるのですか、だめなのですか。

職員：ちょっと質問させていただきますが、いま、部落差別があるのか、ないのか、とあなた様が聞かれたとして、あなた様はどのように考えておられますか。

市民：差別はあると思います。

職員：そうですね、まだ、残念ながら一部に差別は残っています。ある地域が同和地区かどうかをお答えすることは差別を誘発する、助長する可能性が大きいわけですから、お答えできないことはご理解していただけたらと思います。

しかし、差別をなくしていくために行政の立場、市民の立場でどういったことができるのかは、一緒に考えさせていただくこともできますので、あなたさまがご心配されていることを一緒に考えていきたいと思っています。

参考1：大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例（昭和60年10月1日制定）

第1条（目的）この条例は、同和地区に居住していること又は居住していたことを理由になされる結婚差別、就職差別等の差別事象を引き起こすおそれのある調査、報告等の行為の規制等に関し必要な事項を定めることにより、部落差別事象の発生を防止し、もって府民の基本的な人権の擁護に資することを目的とする。

第3条2 興信所・探偵社業者は、その営業について、社会的責任を自覚し、第1条の目的に反する行為をしないよう努めなければならない。

第3条3 府民は、第1条の目的に反する調査又は調査の依頼をしないよう努めなければならない。

参考2：平成5年3月に「大阪府宅地建物取引業における人権問題に関する指針」を策定し、宅地建物取引の場における人権問題の解消に向けた取組みが進められています。また宅地建物取引業者に関する人権問題実態調査結果では、「取引物件が同和地区であるかどうかを教えることに対する考え」について、平成15年調査において、「教えることは差別につながる」と考えている業者が39.4%、「差別とは一概に言えない」と考えている業者が45.8%となっています。平成9年度調査に比較して「差別につながる」との回答が7.5ポイント増えています。

指針：3-②（取引物件の調査等）宅地建物取引業者は、取引物件の所在地が同和地区であるかないか、または、同和地区を校区に含むかどうかについて、調査及び報告並びに教示をしないこととする。また、差別につながる不当な広告、表示をしないこととする。

参考3：大阪府知事から宅地建物取引業者宛に出された通知（抜粋）

「大阪府個人情報保護条例」における事業者の責務について（平成19年1月31日）
旧同和対策事業対象地域の所在地名については、当該情報からは特定個人が直接識別されませんが、これが住民票その他と結合することにより、特定個人が旧同和対策事業対象地域の出身者であることが判明することから、条例における「社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」に該当します。

このため、不動産物件が「同和地区にある」という情報や「同和地区と同じ校区にある」という情報についても、「社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」に該当します。

したがって、不動産物件が「同和地区にある」、「同和地区と同じ校区にある」という情報を収集したり、顧客の求めに応じてこれを教えたりする行為は、条例第47条に違反する行為となります。

参考4：大阪市個人情報取扱指針 4. 特に慎重な取り扱いを要する個人情報

事業者は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報については、個人の権利利益を侵害することのないよう特に慎重に取り扱わなければならない。